

## 【第2編 地域福祉活動計画】

### 活動目標1 包括的な支援体制の基盤づくり

#### 活動方針1 多機関協働による包括的支援体制の充実

##### 【現状】

###### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・見守り活動が盛ん。一人暮らしは気を付けて安否確認を実施。
- ・民生委員・児童委員と自治会長と連携が取りやすい。
- ・高齢者ネットワーク等があるのか知らない（広報活動不足）。
- ・障がい者のネットワークづくり、近所の人々が助け合える地域、サポートのネットワークが確立して情報端末でいつでも利用できるとうい など

平成30年度等に行われた懇談会の市民の声としては、見守り活動が盛んで、民生委員・児童委員と自治会長とが連携を取りやすいなど、地域内で連携した取組が行われている様子がうかがえます。一方、「高齢者ネットワーク等があるのか知らない」など、地域福祉ネットワークの理解はまだ充分ではないとの様子がうかがえます。

本市においては「多機関協働による包括的支援体制」の構築に取り組んでおり、複合化・複雑化する地域課題に対して相談窓口の一本化を図るべく取組を進めています。

市民の声としてあげられている「障がい者のネットワークづくり」や「近所の人々が助け合える地域」など、複合化・複雑化する福祉課題に対応していくために、地域の方々のネットワークが地域で起きた問題を受け止められるような地域づくりを目指しながら、「多機関協働による包括的支援体制」の充実に取り組んでいくことが求められます。

##### 【施策と活動の方向性】

###### <行政の取組>

多機関協働による包括的支援体制整備として、栃木市福祉総合相談支援センター会議や相談支援包括化推進会議、相談支援機関研修会を開催し、さらに、障がい者等自立支援協議会や地域包括個別ケア会議など、関係機関を交えた個別会議が開催されており、複雑かつ複合的な地域課題に対して、関係機関との連携強化のもと、相談・支援等に取り組めます。

地域活動においては、「地域支え合い活動推進条例」の理解に努め、市、市民、自治会等、関係機関、事業者の連携・協力のもと、支え合い活動の推進に向けた支援を行うほか、市社会福祉協議会との協働により地域力向上に向けた協議の場の開催等を支援します。

◇主な事業・取組

名 称	概 要
関係機関との連携	障がい者等自立支援協議会や地域包括個別ケア会議、要保護児童対策地域協議会などにおいて、当事者の支援について関係機関を交えた協議を行います。
情報共有体制の充実	地域支え合い活動の推進に係る説明会、講演会を開催します。地域支え合い活動対象者への支え合い活動対象者名簿同意調査を実施し、名簿を作成します。
多機関の協働による包括的支援体制整備	複雑かつ複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間の対象者に対し、横断的かつ包括的な相談支援体制を構築するとともに、既存の相談機関を活用した相談窓口の一体化（ワンストップ窓口）を図ります。

◇目 標

項 目	現 状（R1）	目 標（R6）
支え合い活動を実施する自治会数	6自治会	21自治会
複合課題を抱える相談件数	25件	50件

＜市社会福祉協議会の取組＞

将来的に市民のみなさんが主体的に地域課題を把握し、課題解決ができる体制づくりを構築できるように、みなさんと考えていきます。

さらに、市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自治会、事業所等が連携し、顔の見えるネットワークづくりや課題解決のための協議や研修等を目的とした地区懇談会を開催します。

行政が取り組んでいる多機関協働による包括的支援体制について、相談支援包括化推進会議・地域包括ケア推進会議等に参加し、複合的な課題等に対応する相談支援を円滑に行います。

◇主な事業・取組

名 称	概 要
地区懇談会の開催	地域におけるニーズの把握、生活課題の明確化を進めるとともに、地域住民同士の情報共有を促進することを目的に地区懇談会を開催します。

◇目 標

項 目	現 状（R1）	目 標（R6）
地区懇談会開催回数	9回	20回

## 市民と共に取り組みたいこと

- 声かけあいさつ、配布物の手渡しなどを行い、身近な住民同士のつながりを深めましょう。
- 地域に困っている方がいたら、関係機関の相談窓口を案内してあげましょう。
- 地域で開催される各種の催しに積極的に参加し、地域のネットワークづくりを進めましょう。



## 活動方針2 情報提供、相談体制の充実

### 【現状】

#### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・ 地区社会福祉協議会の活動で、ふれあい相談員等と情報共有の場を設けている。
- ・ ご近所同士の交流があるので地域の情報交換はできている。
- ・ 見守り活動を行うにしても、個人情報保護法が壁になっている。実際どこまで活動して良いか解らない。
- ・ 認知症など課題を抱える人ほど家にこもり、世帯の情報も隠してしまう。障がいも同じ。
- ・ 個人情報保護により活動がしにくくなる。
- ・ 自治会に加入していない方は、いろいろな情報が入りにくい。
- ・ 支援を必要とする人がどの位いるのかわからない。
- ・ 近所にどんな人が住んでいるかマップを作ったほうがいい。
- ・ 社協が中心になり各地域の高齢者の悩みを聞き、ニーズをまとめてほしい など

市民の声としては、地区社会福祉協議会の活動による情報の共有化が行われている様子が見受けられたり、また、農村部の方が昔からのつきあいなどで家庭の状況等を理解できているケースが多い状況がうかがえます。しかし、「個人情報保護」との関係で、どこまで活動してよいか分からない状況もあるようです。

市では避難行動要支援者の支援に向け、高齢者の情報収集・共有に取り組んできましたが、本市に大きな被害をもたらした令和元年の東日本台風（台風19号）などの災害発生時には、要支援者の支援体制の充実のため情報提供・共有化は重要であることが認識されました。

そのため、市及び社会福祉協議会と自治会や地域活動団体等との連携・調整等により、適切な情報共有を図っていくことが必要です。

### 【施策と活動の方向性】

#### ＜行政の取組＞

栃木市のホームページや広報紙、パンフレットなど様々な媒体を活用して福祉や地域活動、ボランティア活動などの情報を発信しており、より効果的な情報発信に努めます。

見守りや災害等緊急時の避難支援など地域福祉に必要な情報については、個人情報保護に関する法制度を踏まえながら、自治会や民生委員・児童委員など関係者に提供し共有化を図り、支援活動に活かします。

#### ◇主な事業・取組

名称	概要
福祉サービスの内容、利用方法などに関する情報の提供	障がい者、高齢者、介護保険など、分野ごとのサービス内容をまとめた冊子を作成し、窓口来庁者・関係機関などへ配布します。

各種相談支援事業	障がい児者相談支援センター、家庭児童相談室、地域包括支援センターなどにおいて、専門職員により相談支援を行います。
栃木市ひきこもりサポーター派遣事業	ひきこもりの状態にある本人及び家族等に対してひきこもりサポーターを派遣し、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進するとともに、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。

#### ◇目 標

項 目	現 状 (R 1)	目 標 (R 6)
障がい児者相談支援件数	4, 0 4 6 件	4, 5 0 0 件

### <市社会福祉協議会の取組>

市社会福祉協議会広報紙やホームページ、フェイスブックなどを活用して地域福祉に関わる情報の発信を図り、地域の情報の共有化に努めます。

また、コミュニティカフェや各種サロンなど、住民との交流の場における気軽に相談できる場の提供を図ります。

市社会福祉協議会には、前述の多機関協働による包括的支援体制に基づく相談機関をはじめとする各種相談窓口があります。複合化・複雑化する問題に対して一か所で相談が完結できるようワンストップ化に取り組みます。

#### ◇主な事業・取組

名 称	概 要
広報の有効活用	市社会福祉協議会広報紙の発行やホームページ等を通じ、本会の事務事業を始めとした福祉に関する情報を広く市民に提供します。
市社会福祉協議会ガイドブックの見直し	住民の福祉活動の意識向上や市社会福祉協議会への理解を深めるために、市社会福祉協議会ガイドブックを見直します。
各種相談窓口の開設	司法書士専門相談・法律相談・生活困窮・権利擁護などの相談窓口を開設し、多岐にわたる相談に対応します。

#### ◇目 標

項 目	現 状 (R 1)	目 標 (R 6)
ふくびーだより発行回数	5 回	6 回
ガイドブックの見直し	0 回	1 回
法律相談件数	1 2 9 件	1 3 0 件
司法書士専門相談件数	2 8 件	4 3 件

**市民と共に取り組みたいこと**

- 地元が実施する地域活動などの情報を広く周知しましょう。
- 市や市社会福祉協議会、自治会等が発行する福祉情報、地域情報に関心を持ち、目を通しましょう。
- ひとりで悩まず、早期に相談しましょう。
- 困っている人を見かけたら相談に乗り、関係機関につなげましょう。



## 活動方針3 権利擁護体制の充実

### 【現状】

#### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・身元引き受けのない高齢者への対応をどのようにしたらよいか。
- ・役所からの書類などを見て判断してくれる人が近くにいるといい。
- ・人権尊重に注意しながら、どこにどんな障がいを持つ人がいるかを知り、支援の仕方を学ぶ。  
また、希望している支援内容を知る。
- ・児童保護施設ができたらいい など

身元引き受けのない高齢者や、障がいのある方への対応等の声が寄せられています。

これらの課題への対応として、市民が人権や障がい等について学ぶとともに、行政が果たすべき役割も大切です。市民の学びに対する支援が必要です。

### 【施策と活動の方向性】

#### <行政の取組>

子どもから高齢者まで、すべての人の人権が尊重される社会の構築に向けて、権利擁護事業の推進を図るとともに、人権や権利擁護等について理解を深める取組を推進します。

また、子どもの虐待が大きな社会問題となっており、本市においても高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待等の相談件数は増加しています。全世代型の福祉の仕組みをつくるためには、虐待防止・早期発見への取組や、すべての人の個性や多様性を認めあうノーマライゼーションの理念の普及など、お互いを思いやり、認めあう社会づくりに向けて取組の充実を図ります。

#### ◇主な事業・取組

名 称	概 要
権利擁護事業の推進	障がい福祉課障がい児者相談支援センター、地域包括支援センターにおいて、成年後見制度利用についての相談支援を行います。 栃木市成年後見サポートセンターにおいて、成年後見制度利用の促進に向けた、制度普及、各種の相談を行います。
虐待、DV防止対策の強化	高齢者、障がい者、児童など虐待防止、配偶者からの暴力防止に向け、関係機関と連携し、早期発見・対応の充実を図ります。

#### ◇目 標

項 目	現 状 (R1)	目 標 (R6)
成年後見制度に関する相談件数	151件	220件
成年後見制度普及に向けた制度説明会	3回	15回
虐待防止に関する啓発回数	9回	13回
配偶者からの暴力に関する相談件数	308件	369件

### <市社会福祉協議会の取組>

認知症の高齢者や障がい等で、判断能力が十分でない方の権利を擁護するとともに、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に相談窓口を設置し、利用に向けた支援を行います。

さらに、広報紙の発行や講座開催等を通して、人権に関する知識や成年後見制度等の普及・啓発活動に取り組みます。また、日常生活自立支援事業の利用に向けた支援を行います。

#### ◇主な事業・取組

名 称	概 要
成年後見制度の普及啓発	成年後見制度の利用促進を図るため、広報周知活動等の普及啓発に努めます。
市民後見人養成講座の開催	身近な地域で暮らす市民が市民後見人として活動できるよう、成年後見制度の正しい知識と関連する諸制度及び後見人としての倫理観等の習得を目的に開催します。

#### ◇目 標

項 目	現 状 (R1)	目 標 (R6)
成年後見サポートセンター相談件数	149件	230件
普及啓発事業（講演会）参加人数	180人	300人
出前講座参加人数	314人	500人
市民後見人養成講座受講者数	21人	30人

### 市民と共に取り組みたいこと

- お互いの人権を尊重しましょう。
- 権利擁護や人権などについての理解や知識を深めましょう。
- 男女が対等な立場で活躍できる地域づくりに努めましょう。
- 不安を抱えている人、権利擁護が必要な人の情報や、虐待が疑われる場合などは関係機関に相談・通報しましょう。

## 活動目標 2 共に助け合い、支え合う地域づくり

### 活動方針 1 声かけあいさつ運動の推進

#### 【現状】

##### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・子ども達があいさつをしてくれる。／ 声掛け運動が盛ん。
- ・子どもとのあいさつ、コミュニケーションが足りない。
- ・子どもに言葉をかけても返事がない。知らない人と話さないよう学校指導しているのか。
- ・職場では、あいさつはこちらからするようにしている。
- ・回覧板は必ず声かけをしながら回している。
- ・あいさつが飛び交う地域がよい、近所で声かけ運動がしたい など

子どもたちや一人暮らし高齢者等とのあいさつ・声かけ、さらには職場内でのあいさつなどに積極的に取り組んでいる様子が見えます。しかし一方では、子どもの安全確保のためか、あいさつの少ない地域もあるように思われます。

市民としても「あいさつが飛び交う地域がよい」や「近所で声かけ運動がしたい」など、あいさつがあふれるまちを望む声は少なくありません。学校関係者や企業など関係団体との連携のもと、さらなる「声かけあいさつ運動」に取り組んでいくことが望まれます。

アンケートでは、「留守をするときなどに、用事が頼める隣近所がある」の比率が前回より減少しており、また、地域の問題・課題では「近隣の連帯感の喪失」が上位にあげられています。“あいさつ”をきっかけに、地域の連帯感の向上を図ることが必要です。

#### 【施策と活動の方向性】

##### <行政の取組>

児童の登下校時の安全確保を目的とした「スクールガード」の配置や、高齢者ふれあい相談員による声かけなど、地域住民による声かけあいさつ運動を支援しています。「スクールガード」の人員確保が難しい状況にありますが、声かけあいさつ運動など地域福祉の大切さについて理解を求め、活動を推進します。

##### ◇主な事業・取組

名 称	概 要
声かけあいさつ運動の推進	青少年育成関係団体などの地域団体との連携を図り、登下校時における見守り活動やあいさつ運動を実施し、児童生徒の見守りを行います。
高齢者ふれあい相談員事業	高齢者ふれあい相談員が1週間に1回以上ご自宅を訪問し、安否の確認や相談に応じます。また、毎月ふれあい通信を配布します。

地域支え合い活動	全世代型地域包括ケアシステムでの取組施策の一つとして自治会等による見守り活動などを行う「地域支え合い活動」の普及に取り組んでおり、①地域支え合い活動推進条例に基づく名簿の提供、②地域支え合い活動スタートアップ支援補助金の交付を行います。
----------	--

◇目 標

項 目	現 状 (R1)	目 標 (R6)
スクールガード配置数	2,384名	2,650名

<市社会福祉協議会の取組>

声かけあいさつ運動について、市社会福祉協議会広報紙への記事掲載による普及を図ります。また、あいさつをきっかけに地域の連帯感が生まれ、交流・活動につながるような近隣関係の構築を支援します。

◇主な事業・取組

名 称	概 要
「声かけあいさつ運動」の推進	市社会福祉協議会広報紙への記事を定期的に掲載するとともに、市や関係機関・団体などと連携し、市全域の「声かけあいさつ運動」を推進します。

◇目 標

項 目	現 状 (R1)	目 標 (R6)
ふくびーだより「声かけのスローガン」掲載回数	5回	6回

市民と共に取り組みたいこと

○家庭や地域、学校や職場などにおいて、声かけあいさつを積極的に行い、身近な住民同士のつながりを深めましょう。



## 活動方針2 高齢者・障がい者等福祉サービスの充実

### 【現状】

#### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・はつらつセンター事業、いきがいサロン、子育てサロンなどを実施している。
- ・認知症の人が増えているように感じる。 / 日中独居の人への対応が必要。
- ・介護のため、仕事をやめざるを得ない人が増えている / 老々介護が多い。
- ・高齢者のサービスが多く、小さい子に対するサービスが少ないように感じる。
- ・子どもさんで塾に行けない人の救済策はないか。
- ・高齢者になった時、自分のためになる講話などを聞き、健康で楽しい老後をすごしたい。
- ・子ども食堂の開設、貧困、勉強の場、世代間交流の必要を感じる。
- ・高齢者が何を求めているかの要望の把握がまず大切である。独居世帯、高齢者世帯と行政を結ぶ通信連絡網の設置が必要。
- ・気軽に話せる相手や場所があると介護の不安が解消され気持ちが楽になる など

はつらつセンター事業、子育てサロンなど、様々な事業が各地区で展開されている中で、認知症の人の増加、日中独居の人への対応などが多くの地区であげられています。全市的な課題として介護保険等制度における支援等とともに、認知症に対する理解の促進など、市民に対する啓発活動等も必要です。

また、生活困窮者への対応についても課題として取り上げられており、市や市社会福祉協議会の支援とともに、NPO等を含めた市民の取組についても検討し、共同して取り組んでいくことが望まれます。

### 【施策と活動の方向性】

#### <行政の取組>

支援の必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい福祉プラン」、「子ども・子育て支援事業計画」などの計画を全世代一体の考えのもと定期的な見直しを行い、これらの計画に従って各種福祉サービスを充実し、提供します。

また、サービス提供事業者等への研修の実施や県等が実施する研修等情報の提供、福祉サービス第三者評価の受審・推奨などにより、サービスの質の向上に努めます。

#### ◇主な事業・取組

名称	概要
福祉サービスの実施	子ども、障がい者、高齢者などの各分野の計画を全世代一体の考えに基づき定期的な見直しを行い、各種福祉サービスを実施します。
職員の資質向上	福祉サービス事業者の指導監督等の事務を行う市職員の専門的知識の習得やスキルアップを図るため、研修を行います。

関連協議会等との連携	あったかネット、特養養護連絡協議会、在宅介護サービス事業所連絡会、介護支援専門員連絡協議会との連携、下都賀郡市医師会、とちぎメディカルセンター等の医療関係者との連携をしていきます。
------------	--

◇目 標

項 目	現 状 (R 1)	目 標 (R 6)
地域包括ケア推進会議の開催	1 回	3 回
在宅医療・介護連携推進会議の開催	5 回	6 回

<市社会福祉協議会の取組>

住民同士の助け合い活動として、高齢者や障がい者等への在宅福祉サービスに結び付けた、住民参加型の在宅福祉サービスを実施します。

また、介護保険事業所の交流サロンや連絡会、研修会などを開催し、情報の共有化を図るとともに各サービスの質の向上に向けた取組を実施します。

介護保険事業に基づく「居宅介護支援・介護予防支援」や「通所介護事業」や「訪問介護事業」、障害者総合支援法に基づく「障がい者居宅介護事業」や「就労継続支援B型事業」、児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」などの事業の適切な実施に努めます。

◇主な事業・取組

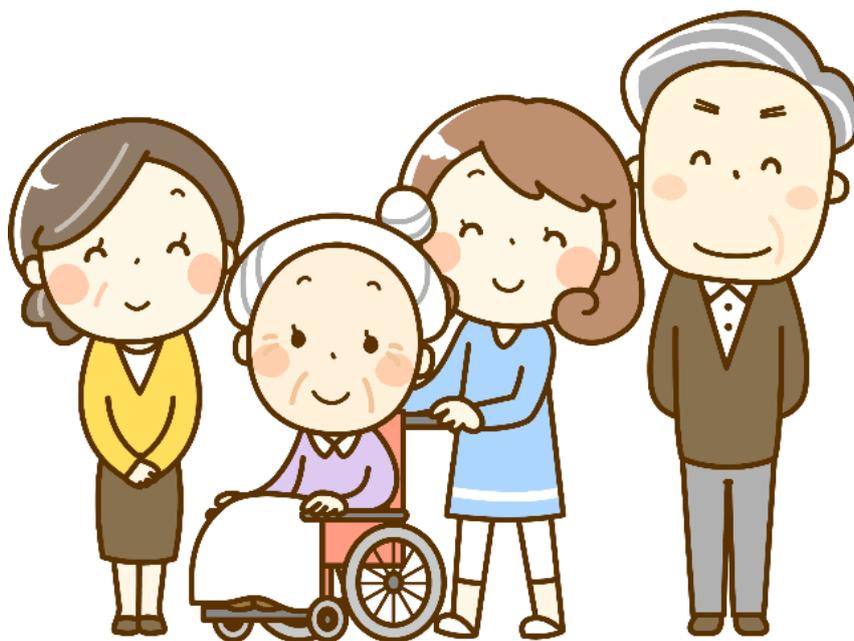
名 称	概 要
ふれあい在宅福祉サービスの実施	市民の助け合い精神を基礎とした会員制のサービスです。協力会員としている市民が、掃除、洗濯、買物などのお手伝いをする住民参加型の在宅福祉サービス事業を実施します。
福祉機器等貸出事業の充実	車いす、車いす移送車の貸し出しなどを行います。
事業所交流・学習会の開催	地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を担う介護保険事業所並びに障がい福祉サービス等事業所が定期的に自由に集まれるサロンを開催いたします。

◇目 標

項 目	現 状 (R 1)	目 標 (R 6)
ふれあい在宅福祉サービス派遣回数	3 3 9 回	5 0 0 回
車いす貸出回数	2 9 1 回	3 0 0 回
車いす移送車貸出回数	4 3 9 回	4 5 0 回
事業所交流・学習会の開催数	6 回	6 回

### 市民と共に取り組みたいこと

- 市や市社会福祉協議会などが発信する福祉情報に関心を持ち、福祉サービスについての理解を深めましょう。
- 地域に必要な福祉サービスを話し合い、市や市社会福祉協議会に提案しましょう。



### 活動方針3 生活困窮者等への支援の充実

#### 【現状】

##### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・近所づきあいが少なくなってきた。
- ・友だちがいなく、引きこもりがちになる。
- ・ひとり暮らし、高齢者夫婦世帯が増えてきて、隣近所づきあいが少ない世帯が多い。
- ・困窮世帯の実態把握が難しい。
- ・高齢者世帯（一人世帯を含む）を自治会で把握して見守り声かけを実施する。
- ・地域での声かけが出来るような体制が必要 など

生活保護世帯は市内の全世帯の約2%あり、横ばい状況で推移しています。

年々、近所づきあいが希薄化する中、閉じこもりがちな高齢者世帯や生活困窮者世帯などは、安否の確認がしにくいという場合も見受けられます。

生活困窮者世帯等の早期発見・早期支援等に向けて、民生委員・児童委員など関係機関との連携のもと、見守り体制等の強化と相談等支援体制の充実が望まれます。

#### 【施策と活動の方向性】

##### <行政の取組>

生活困窮者に対する支援として、「生活困窮者自立支援事業」を市社会福祉協議会に委託し、自立相談支援や学習支援などに取り組んでいます。また、子どもの貧困に対しては「栃木市子どもの貧困対策推進計画」を平成30年3月に策定し、早期発見の取り組みなど支援を行っています。

8050問題など様々な要因が絡む場合には多機関協働による地域包括支援体制のもと支援に取り組みます。

##### ◇主な事業・取組

名 称	概 要
子どもの貧困対策推進計画に基づく事業の実施	すべての子どもが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、各種事業を実施します。

##### ◇目 標

項 目	現 状 (R1)	目 標 (R6)
就労による生活保護廃止世帯数	22世帯	30世帯

## <市社会福祉協議会の取組>

生活困窮者の自立に向けて、自立相談を始めとして、就労相談や家計相談、学習支援などの支援と、各種資金の貸付・相談を行います。

### ◇主な事業・取組

名 称	概 要
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却し、社会的・経済的に自立する事を目的に、支援対象者の個々の状態に応じた包括的な相談支援事業を実施します。 ・自立相談支援事業      ・学習支援事業(小学生5～6年、中学生を対象) ・家計相談支援事業      ・就労準備支援事業      ・住居確保給付金
緊急一時支援事業	生活困窮者等で一時的な困窮状態にある者に対して、生命の維持及び自立に向かうための必要な支援を行います。また、併せて住民相互の支え合いを促進するため、寄付を募集し、給付事業等制度の拡充を図ります。
各種資金の貸付・相談	生活福祉資金、社会福祉金庫（緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった世帯が対象）、高額療養費の貸付と、その相談を行います。

### ◇目 標

項 目	現 状 (R 1)	目 標 (R 6)
自立相談支援事業相談件数	239件	360件
自立相談支援・家計プラン作成件数	28件	42件
緊急一時支援事業支援回数	309回	460回

### 市民と共に取り組みたいこと

- 各種制度の理解に努めましょう。
- 生活困窮が身近な問題であるという意識を持ちましょう。
- 生活に悩んだ時には、近隣住民や各相談機関に積極的に相談しましょう。
- 近隣との日々の交流から、支援を必要とされる方の早期発見に努めましょう。
- 民生委員・児童委員等の協力のもと支援に向けて関係機関との連携を図りましょう。

## 活動方針4 活動拠点、交流拠点の充実

### 【現状】

#### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・老人福祉センター等高齢者施設が充実している。
- ・公民館で色々な教室を開催している。
- ・中学校と体育祭を通じて知り合いになり、仲よくなれた。
- ・高齢者の話し合いの場がない、気軽に集まれる場所が少ない。
- ・歩いて通える距離に会場があれば参加者が増えるのではないか。
- ・子どもが自由に集まって遊べる場所がない。気軽に行っていい場所があるとよい。
- ・空き家が多いので、色々と働きかけ公民館らしきものができたらと思う。
- ・高齢者の体操やお茶会の場所として公民館の利用を増やす。
- ・公民館までとは言わないが気軽に集まれる場所（家）が欲しい。
- ・運動のできる場所があるとよい など

アンケートにおいて、地域における助け合いや支え合い活動を活発化するために必要なこととして「活動拠点の整備」が30.3%と、2番目に高い項目となっています。

現在の地域の活動拠点としては、公民館や老人福祉センター、運動公園などの公共施設が中心であり、中学校など関係機関との連携により活動している状況もうかがえます。

高齢者を中心に「話し合いの場がない」、「気軽に集まれる場所がない」といった意見も多く、また、「歩いて通える距離に会場があれば参加者が増えるのではないか」と、高齢者の活動拠点では高齢者の移動との兼ね合いもあるようです。そのため、既存の公民館を活用するとともに、空き家等の活用など、新たな活動拠点の整備に対する意見も多くあげられています。

市社会福祉協議会の基盤強化に関連しては、「各地域の高齢者の悩みを聞き、高齢者のニーズをまとめてほしい」といった意見も寄せられています。

### 【施策と活動の方向性】

#### <行政の取組>

公民館や老人福祉センター、地域子育て支援センター、児童館は、地域の相談や情報発信・交流の場でもあります。

これら施設における活動・交流の活性化とともに、市社会福祉協議会との協力により、より多様な活動・交流の場の確保に努めます。

#### ◇主な事業・取組

名 称	概 要
交流拠点の充実	誰もが身近な地域で気軽に交流活動ができるよう、既存施設等において、各種講座や学級を実施します。 ※主な施設：市民交流センター、公民館（20か所）、老人福祉センター（3か所）、地域子育て支援センター（6か所）、児童館（5か所）
市社会福祉協議会との連携強化	社協への職員の出向や、障がい児者相談支援センター業務の一部などを市が社協へ委託するなど、社協との連携を強化します。また、広報とちぎに社協が開催する事業の記事を掲載するなど、周知に協力します。

#### ◇目 標

項 目	現 状（R1）	目 標（R6）
市民向け講座の数（講座）	1, 745回	1, 800回

### <市社会福祉協議会の取組>

いきがいサロンや子育てサロンの開催補助、まなごサロンや障がい児子育てサロンの開催、コミュニティカフェ「オレンジカフェ」や出張版オレンジカフェの開催などに取り組み、多くの住民が参加しています。今後もこれらの活動を中心に住民の参加・交流を促すとともに、地域活動・交流拠点作りに努めていきます。

また、今まで以上に地域への訪問活動を行い、市民のみなさんがサロン活動を地域の交流拠点として把握し、活動を広めます。

#### ◇主な事業・取組

名 称	概 要
身近でできるサロン事業の体制づくり・支援	高齢者等の閉じこもり防止や子育て家庭の親子の交流、障がい児を持つ家庭の相談や仲間づくり等を目的に各種サロンを実施します。また、地区社会福祉協議会が高齢者や子育て親子を対象として開催するサロンへの補助を行います。
コミュニティカフェの実施	年齢や障がい等の有無に関わらず、地域のあらゆる住民が自分らしく、それぞれに役割を持ちながら参加できる、地域住民の交流の場や相談の場としてコミュニティカフェ「オレンジカフェ」を開催します。

#### ◇目 標

項 目	現 状（R1）	目 標（R6）
まなごサロン参加人数	90人	135人
親子ふれあいサロン参加人数	1, 257人	1, 300人
障がい児子育てサロン参加人数	447人	450人
コミュニティカフェ参加人数	1, 432人	1, 500人

## 市民と共に取り組みたいこと

- サロン事業を行うなど、市や市社会福祉協議会に相談し協力を得ながら、地域の活動・活動拠点づくりに取り組みましょう。

## 取組の紹介

- 地区公民館にて、子どもたちが気軽に集まれる場づくりの一環として「こども寺子屋」を子ども会育成会が中心となって実施しています。地域の教員OBや中高校生、大学生など、地域の様々な団体が協力することで、子どもたちの学習の機会の提供だけでなく、多世代交流の場にもなっています。



- 地域に集まれる場所がないという課題が、近隣の複数の自治会からあがりました。複数の自治会が協議し、今まで使っていなかった空き集会室を利用しての居場所づくりを進めることになりました。身近な場所に気軽に集まれる場所を作ったことで、相談しやすい関係づくりにも繋がりました。



## 活動目標3 地域福祉を支える人づくり

### 活動方針1 地域福祉の理解の促進

#### 【現状】

##### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・見守り活動をしていても断られることがある。活動を理解して欲しい。
- ・障がい者への思いやりのない人がいる。
- ・自分自身が障がい者にあまりなじみがないので、認識が低い。
- ・地域住民で見守ることができる体制が必要 など

「見守り活動をしていても断られることがある」といった声があるように、地域福祉及び地域福祉活動の理解がまだ充分ではない状況が少なからず見受けられるようです。特に、障がい者に対しては、福祉に対する理解が比較的高いと思われる地区懇談会出席者でも、対応が難しいとの意見が寄せられています。

市や市社会福祉協議会において地域福祉の理解を深める活動を、より多くの市民が関心をもって参加できるよう取り組んでいくことが重要です。

#### 【施策と活動の方向性】

##### <行政の取組>

福祉に関する講座の開催や講師派遣、ホームページや広報紙により、福祉への理解と相互扶助の必要性の啓発が行われています。近年は「認知症」・「介護」及び「終活」などの要望が高く、多くの方が受講しています。今後も市民のみなさんの意向を把握し、より多くの方に理解・参加いただけるよう講座やイベントの開催などに取り組んでいきます。

##### ◇主な事業・取組

名称	概要
福祉に関する啓発、教育の推進	保育園児と高齢者福祉施設等の高齢者の交流事業や、障がい者への理解を深めるための講演会等を実施します。
市職員出前講座の活用	市職員が講師として地区等に出向き、市の事業や制度などに関する講座を開催します。

##### ◇目標

項目	現状（R1）	目標（R6）
福祉に関する出前講座開催数	29回	40回
地域包括ケアシステム講座の開催	13回	20回

### <市社会福祉協議会の取組>

市社会福祉協議会の活動の一つに、「市内小中学校等における福祉教育の学習への支援」があり、未来を担う子どもたちへの福祉教育として重要な役割を担っています。また、学校以外でも市民のみなさんが集う場での出前講座を積極的に開催することで、福祉の啓発を推進しています。

ふれあい交流事業や、後述する手話奉仕員養成講座等を通じた障がいに対する理解の促進も大切な取組です。これからも福祉教育や福祉に係る意識の啓発に引き続き取り組んでいきます。

#### ◇主な事業・取組

名 称	概 要
小中学校等での福祉教育の学習や体験活動の受入・地域での出前講座	市内小中学校等の福祉教育の学習において、職員や各種ボランティアグループ等の講師派遣や、施設等での児童・生徒の体験活動の受入れを行います。また、地域での出前講座を開催します。
ふれあい交流事業	障がいのある方もない方も一緒に交流することで、地域に住む人々が互いの理解を深め、支え合いの気持ちを育みます。

#### ◇目 標

項 目	現 状 (R 1)	目 標 (R 6)
小中学校等への職員等派遣回数	4 4 回	7 0 回
ふれあい交流事業の参加人数	0 人	1 0 0 人

### 市民と共に取り組みたいこと

- 子どもから高齢者まですべての市民が福祉への関心を持ち、話し合い、学びましょう。
- 市や市社会福祉協議会が発行・発信する情報に関心を持ち、理解に努めましょう。
- 地区で実施される地域活動や、市及び市社会福祉協議会などが企画する福祉イベント等に、積極的に参加しましょう。



## 活動方針 2 地域活動の活性化

### 【現状】

#### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・ 公民館の利用頻度が高く、色々な行事が行われている。
- ・ 地域行事が盛ん。自治会行事の参加率が高い。  
（夏祭り、体育祭、収穫祭、グラウンドゴルフ、誕生会、食事会、カラオケ はつらつ教室、あったかもちぎ体操 / 趣味サークル、女性グループ、高齢者部会 など）
- ・ 育成会や中学生との交流もできてきている。
- ・ 若い人の自治会への参加 / 若い人や児童にも出てきてほしい / 世代間交流をしたい。
- ・ 自治会のイベントに出てこない人たちをひっぱり出したい。
- ・ イベントや行事に参加するように声掛けや見守りできるようにしていく。
- ・ 高齢者を自治会の行事に誘う時、声をかける担当を決めておくとよい など

アンケートによると、自治会などの地域活動への参加については、“参加している”の比率は増加傾向にあるものの、“参加していない”が過半数を占める結果となっています。また、「世代間交流がない」が地域の主な問題・課題として最上位にあげられています。

地区懇談会の参加者では、「夏祭り」や「体育祭」など、地域によって様々な行事が行われている様子が見受けられます。これらの多くは、自治会及び高齢者が中心となっていると思われ、若い世代や子どもの参加・交流を課題としてあげる地域が少なくありませんでした。また、高齢者に対しては、「閉じこもり」防止の観点から、イベント等活動への参加を重視している地域もあり、「誘う担当を決める」など、対応を検討している様子も見受けられます。

自治会等の活動が活発に行われる中、若い世代や子ども、「閉じこもり」がちな高齢者など、より多くの住民が参加できるよう、サロン活動や育成会活動など市や市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、関係機関の協力により地域活動の支援が求められます。地域活動の活性化を図り、顔の見える関係が増え、地域内でのネットワークの構築を進めることにより、地域に暮らす人たちが共に支えあう地域共生社会の発展を目指します。

### 【施策と活動の方向性】

#### <行政の取組>

「はつらつセンター事業」や「いきいきサロン事業」は参加者等が増加傾向にあり、引き続き、これら事業を通して住民の地域活動への参加を支援します。また、「市民活動推進事業“とちぎ夢フェアレ”」の活用等により、自治会を始めとする自主的な地域活動等を推進します。

◇主な事業・取組

名 称	概 要
はつらつセンター事業	高齢者の社会参加促進のため、自治会などの団体に委託し、地域住民の参加と協力のもと、地域にある施設（自治会公民館等）においてレクリエーションや交流サロンなどを開催します。
いきいきサロン事業	身近な場所でお茶や会話を楽しめる居場所を提供し、閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促すことでフレイルになることを防止し、健康寿命の延伸を図ります。
市民活動推進事業 “とちぎ夢フェール”	市民や企業からの寄付金と市費を原資として、市民団体が行う公益的な事業（市民活動）に対し助成を行います。

◇目 標

項 目	現 状（R1）	目 標（R6）
はつらつセンター実施団体数	153団体	168団体
いきいきサロン実施箇所数	151箇所	176箇所

<市社会福祉協議会の取組>

地区社会福祉協議会や各種福祉団体への支援を通して地域の福祉活動を活性化します。また、福祉団体やボランティア団体に対する補助や、当事者団体が行う交流事業の開催支援等に努めます。

◇主な事業・取組

名 称	概 要
地区社会福祉協議会への支援	地区の状況に応じた福祉活動を推進している地区社会福祉協議会に対し、活動費の助成や事業実施に係る相談等の支援を行います。 また、各地区社会福祉協議会間の情報共有を目的に地区社会福祉協議会連絡会を開催いたします。
福祉団体やボランティア団体の活動への補助や事業への協力	地域における福祉活動の推進を図るため、市内の福祉団体やボランティア団体等の活動に対する補助、支援等を行います。
各当事者団体交流事業の開催支援	シニアスポーツ大会や障がい者団体が開催する事業に対し、職員の派遣や支援等を行います。

## ◇目 標

項 目	現 状 (R 1)	目 標 (R 6)
地区社会福祉協議会連絡会参加人数	11人	17人
福祉団体やボランティア団体への補助団体数	67団体	60団体
各当事者団体への派遣職員数	2人	10人

## 市民と共に取り組みたいこと

- 自治会や福祉団体等の活動に協力し、積極的に参加しましょう。
- 行事を行う際には、子どもや若者など誰もが参加しやすいよう、内容等を多くの住民で話し合しましょう。
- 行事等を通して日頃から隣近所との関わりを大切にしましょう。
- 地区社会福祉協議会の活動に協力し、市社会福祉協議会との連携を図りましょう。

## 取組の紹介

○はつらつセンター事業の一環として、公園管理(植木の剪定など)や花壇の整備を自分たちで行い、年間をとおして活動しています。花壇の整備を行った後は、サロンも実施し、会員同士の親睦を深めています。



○シニアクラブでは、輪投げや体操、吹き矢などをとおして、健康づくり・仲間づくりに努めています。活動後には、お茶飲み会等を実施し、世間話やお互いの近況などを話すことで、定期的に交流を図っています。社会に参加し続けることは、本人の健康や生きがい等、地域社会における孤立予防や地域力の向上等、多面的な効果をもたらします。



○自治会や地域行事では、世代間交流が行われています。若い世代から高齢者までが集うイベントとして、夏祭りを開催しています。地域行事は、世代間の顔の見える関係づくりに役立っており、地域のネットワーク構築に役立っています。シニアクラブのメンバーが、小学校にグラウンドゴルフを教えに行き、世代間交流を行っています。



## 活動方針3 人材の育成

### 【現状】

#### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・民生委員・児童委員の取り組みが盛ん。
- ・ボランティア活動が盛ん。
- ・ボランティアや福祉に積極的に参加している人が結構いる。
- ・ボランティア同士がつながれる場所があったらいい など

民生委員・児童委員が活発に活動されていたり、市民がボランティアに積極的に参加したりするなど、個人の知識や経験を活かして、地域福祉活動に取り組んでいる様子が見えてきます。

アンケートでは、地域における支え合い等活動の活性化に必要なこととして「人材育成」（「困っている人と支援できる人の調整を図る人材の育成」が24.2%、「リーダーや指導者の育成」が20.0%）が上位にあげられています。

より多くの市民が、「自らが地域福祉活動の担い手であることを認識」し、活動していくためには、「ボランティアの養成・育成支援」や「福祉関係講演会の開催」などの人材育成面において、市や市社会福祉協議会などの支援は不可欠なものと考えられます。

そして、みなさんが身につけた地域福祉に対する知識や経験を地域に還元することで、地域共生社会を推進していただきたいと思います。

### 【施策と活動の方向性】

#### <行政の取組>

地域の身近な相談・支援者として期待されている民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者として、社会情勢や地域に合わせた研修を受けながら、年間平均130日前後の活動を続けています。また、市民活動における相談や情報提供などの支援を行う「市民活動推進センターくらら」の登録団体は増加傾向にあります。

また、介護や認知症などを正しく理解し、暮らしを支えていく市民（サポーター）を養成するため、講座の開催や講師の派遣などに取り組んでいます。

このような支援を通して、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体などの地域活動を支える担い手の育成に努めます。

◇主な事業・取組

名 称	概 要
民生委員・児童委員・主任児童委員研修の充実	民生委員・児童委員・主任児童委員を対象に、相談援助活動を行う上での助けとなる知識を得られるよう、市民児協連合会及び栃木県主催の研修会を実施します。
市民活動推進センターくらら	管理運営を特定非営利活動法人ハイジに委託し、市民活動に関する相談や情報の収集・提供、及びボランティア団体の交流促進を行います。
各種サポーターの養成	生活サポーター（あったかいご員）・ますます元気サポーター・認知症サポーターを養成するため、講座の開催や講師の派遣をします。

◇目 標

項 目	現 状（R1）	目 標（R6）
市民活動推進センターくらら登録団体数	315団体	325団体

<市社会福祉協議会の取組>

市社会福祉協議会では、ボランティア養成講座や福祉関係講演会の開催、社会福祉専門職の実習生受入などにより、地域の福祉人材の育成を支援してきました。

引き続き多様な養成講座を開催するとともに、人材育成や地域課題等に応じた講座を開設することにより、地域で活躍する人材育成のさらなる支援に取り組みます。

◇主な事業・取組

名 称	概 要
地域福祉サポーター養成講座の開催	年齢や障がいの有無に関わらず、すべての地域住民が自分らしく、それぞれに役割を持ちながら、社会参加できる「地域共生社会」を目指しています。「地域共生社会」実現のため、市社会福祉協議会と地域の橋渡し役や支え合いの地域づくりに必要な知識・視点等を身につけることを目的に地域福祉サポーターを養成します。
ボランティアセンターの運営	より多くの市民が容易にボランティア活動へ参加できるようにするため各種講座を開催します。また、ボランティアの発掘や育成等の基盤づくり、ボランティアに関する相談を行います。
大学生等の実習生の受入	将来、社会福祉の専門職として活躍する人材育成の一助とするため、実習生の受入れを行います。

◇目 標

項 目	現 状 (R 1)	目 標 (R 6)
地域福祉サポーター養成講座受講者数	0人	50人
ボランティアセンター登録人数	203人	210人
ボランティアセンター登録団体	210団体	220団体
各種ボランティア養成講座受講者数	110人	400人
大学生等受入人数	8人	10人

市民と共に取り組みたいこと

- 自らが地域福祉活動の担い手であることを認識し、市や市社会福祉協議会等が開催する講座等に積極的に参加しましょう。
- 自分の知識や経験を地域での福祉活動やボランティア活動に活かしましょう。

取組の紹介

- 自治会内で立ち上がったボランティア団体により、生活支援ニーズに対応するため、見守り活動やゴミ出し支援などが実施されています。活動日以外は、趣味活動（囲碁・将棋・健康麻雀・体操教室など）をとおして、会員間の親睦を深めており、地域の繋がりが強くなっています。



## 活動目標 4 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

### 活動方針 1 安心・安全なまちづくりの推進

#### 【現状】

##### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・学校の運営協議会と連携し、防犯パトロール、安全パトロールの実施をしている。
- ・子供の見守り活動（危険個所の確認。カーブミラーの掃除）ができています。
- ・地域の安全上の課題の解決が必要。  
(空き家・空き店舗の増加、道路（狭い・見通し悪い・歩道がない等）、暗いなど)
- ・高齢者をターゲットとする事件が多く、対策が必要。
- ・ゴミ出しで困っている高齢者が目に付く。ゴミ屋敷となっている家もある。
- ・地域の空き店舗、空き家の実態調査が必要。
- ・ゴミステーションが遠く、ゴミを出せない方に声掛けし持って行ってあげている。
- ・地域の目があることで高齢者の消費者被害を防ぐことができるのではないか など

パトロール活動により、特に子どもの安全確保についての取り組みが各地で行われています。また、通学路等における危険個所の点検による道路・道路設備等の改善も行われているものと考えられます。市では歩道や防犯灯の設置など、安全確保に向けて今後とも継続して取り組む必要があります。

空き家や空き店舗の増加、ゴミ屋敷、高齢者の消費者被害といった問題は、近年大きな問題となりつつあるように思われます。地域の近隣のつきあいを活性化するなど、被害防止等に向けて市民の取り組みを支援することが望まれます。

#### 【施策と活動の方向性】

##### <行政の取組>

バリアフリー基本構想等に基づき安心して快適な道路等基盤の整備を推進するとともに、警察や学校、自治会、企業などと連携し、見守り・防犯活動の推進に努めます。

また、平成 30 年度より「地域支え合い活動スタートアップ事業」に取り組んでおり、自治会等の地域の支え合いの活動の促進に向け支援を行います。

##### ◇主な事業・取組

名 称	概 要
安心・安全なまちづくり	介護が必要な人や障がいがある人などが快適な居住環境を確保できるよう、バリアフリー基本構想・バリアフリー特定事業計画に基づき、道路等の整備を行います。

防犯活動の促進	栃木市駅前広場等迷惑行為防止条例に基づき、市民や来訪者が利用する駅の安全で快適な環境の実現を図るため、警察、学校、防犯関係団体と積極的に連携し、随時、パトロールを実施します。
見守り活動の推進	地域全体で高齢者を見守るネットワークを構築するため、民生委員・児童委員や警察、自治会、民間企業（電気、ガス、水道、新聞等）と協定を締結し、見守り活動を推進します。
地域支え合い活動スタートアップ事業	地域の日常的な支え合い体制づくりの推進を図るため、地域の支え合いの活動を実施する自治会等に対して、必要な経費の一部を補助します。

◇目 標

項 目	現 状 (R 1)	目 標 (R 6)
栃木駅周辺パトロール回数	1 2回	1 2回
地域支え合い活動スタートアップ事業補助団体数	0 団体	3 団体

<市社会福祉協議会の取組>

地区社会福祉協議会を通して各地区の見守り活動等を支援します。また、民生委員・児童委員や関係機関、市などと連携した対応を強化します。

また、身近な地域における見守りや支え合いの活動として、高齢者や障がい者等への在宅福祉サービスに結び付けた、ふれあい在宅福祉サービスの充実を図ります。

◇主な事業・取組

名 称	概 要
地区社会福祉協議会への支援	地区の状況に応じた福祉活動（交流事業や見守り活動等）を推進している地区社会福祉協議会に対し、運営費や事業費の補助や、事業実施に係る相談等の支援を行います。 また、地区社会福祉協議会役員の福祉活動を推進するため、研修会を開催いたします。
ふれあい在宅福祉サービス協力会員の拡充	ふれあい在宅福祉サービス協力会員について、ホームページや広報及び地域福祉サポーター養成講座等の受講生に対し、広く周知募集を行い協力会員の拡充を図ります。

◇目 標

項 目	現 状 (R 1)	目 標 (R 6)
地区社会福祉協議会役員研修会参加人数	0 人	5 0人
ふれあい在宅福祉サービス協力会員数	6 3人	1 0 0人

## 市民と共に取り組みたいこと

- 子育て家庭や高齢者など隣近所の状況を知り、出来ないことをお互いに助け合いましょう。
- 安心・安全な地域づくりに向けて、地域における見守り活動等に取り組みましょう。また、必要に応じて関係機関と連携しましょう。

## 取組の紹介

- 安心安全なまちづくりに向けて、子どもの安全確保に向けた取組を自治会でを行っています。見守り活動に参加することで、地域の顔の見える関係づくりのきっかけになり、困った時にお互いに助け合えるような地域を目指しています。



## 活動方針2 災害時の支援体制の強化

### 【現状】

#### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・ 自主防災組織を立ち上げている。女性防火クラブに入会し地域の防災を考えている。
- ・ 防災訓練を実施している。
- ・ 災害時などの対応は自治会主体でないと活動できないと思う。
- ・ 自分が暮らしている地域では、災害時の要援護者支援体制が確立されていない（災害時連絡体制や連絡のとり方、一人暮らしの寝たきりの人をどう助ければよいか、など）
- ・ 拒否により見守りできない世帯がある。災害時など有事の際にどうすればよいのか。
- ・ 70歳以上の高齢者世帯マップを作成したい（災害対策）。
- ・ 万が一の災害に備えるため、防災ハザードマップの作成が必要。 など

自主防災組織を組織し、防災訓練を行うなど、災害に対する地域の備えや防災に取り組む様子が見受けられます。しかし、実際に災害が起きた場合の避難等において、一人暮らし寝たきり高齢者などの支援については、多くの地域で課題となっています。

アンケートでは、緊急時の避難において「近所の方の手助けが必要」が約1割（11.0%）となっています。また、地域の団体等の活動に期待することとして「災害時の支援」が62.9%と最も期待が高い項目となっています。

本市に大きな被害をもたらした令和元年の東日本台風（台風19号）では、市内の避難所22か所に最大2,374人が避難しており、改めて避難行動要支援者の支援体制の強化は重要となっています。

### 【施策と活動の方向性】

#### <行政の取組>

庁内関係各課及び各自治会、民生委員・児童委員等の協力のもと、避難行動要支援者名簿の作成と個別支援計画の作成に向けた取組を行います。また、各地域における自主防災組織の組織化を推進します。

#### ◇主な事業・取組

名称	概要
避難行動要支援者の支援体制の強化	避難行動要支援者名簿の情報収集及び情報共有に努めるとともに、災害時に高齢者等が適切に避難できるよう、必要に応じ、個別の避難支援計画を策定します。
自主防災組織の組織化の推進	出前講座等により自主防災組織の設立を支援するとともに、組織の設立及び活動に対して補助金を交付し活動を支援します。

### ◇目 標

項 目	現 状 (R 1)	目 標 (R 6)
自主防災組織の組織数	6 4 組織	1 1 4 組織

### <市社会福祉協議会の取組>

災害発生時、市から要請があった際には速やかに災害ボランティアセンターを設置できるように、関係機関・団体との連携を深めます。また、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練や研修・マニュアルの作成等を通して、支援・復興体制の強化・充実を図ります。

また、災害発生時、災害ボランティアとして活動をしたい気持ちを応援するため、ボランティア保険料の助成を行います。

### ◇主な事業・取組

名 称	概 要
栃木市災害ボランティア支援委員会の開催	一般社団法人栃木青年会議所及び特定非営利活動法人ハイジと連携し、被災者支援、被災地の復旧・復興支援を迅速かつ効果的に行うために、栃木市災害ボランティア支援委員会を開催します。
栃木市災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直し	災害発生直後の職員の初動や「災害ボランティアセンター」の設置・運営の手順に加えて、災害ボランティア活動の基本となる視点や必要な知識・活動の原則や方法・様式を記したマニュアルを定期的に見直します。
災害ボランティア活動者への保険料助成	災害ボランティア活動者を支援することを目的に、ボランティア保険料の助成を行います。

### ◇目 標

項 目	現 状 (R 1)	目 標 (R 6)
災害ボランティア支援委員会開催数 (※)	4 回	2 回
災害ボランティアセンター設置 運営マニュアルの見直し回数	1 回	1 回
保険料助成人数 (災害ボランティア 活動保険) (※)	2, 6 5 2 人	5 0 人

※令和元年の東日本台風（台風 19 号）の影響により、支援委員会開催数及び保険料助成人数が増加しています。

### 市民と共に取り組みたいこと

- 日頃から防災に対する意識を深めましょう。
- 災害などを想定した備えや避難方法等について、家庭や地域で考えましょう。
- 普段から地域の状況を知るよう心掛け、災害時の避難行動要支援者の支援に協力しましょう。

### 活動方針3 外出支援の充実

#### 【現状】

##### 【市民のみなさんの主な声】（各地区懇談会より）

- ・自分の住んでいる地域は交通の便が悪い、バスが少ない、乗合タクシーが不便。
- ・高齢者が、病院や買い物等に行くのに足がない。
- ・日中独居の方は、交通手段がなく思うように外出できない。
- ・バス・タクシーの利用方法を、もっと利用しやすいように改善してほしい。
- ・買い物等につきあってくれる人がいるとありがたい。
- ・地元民による地元タクシーのような、いつでもすぐ来てくれるサービスがあるとよい。
- ・NPO等による移動販売車の導入や、ふれあい在宅福祉サービス（市社会福祉協議会の有償ボランティア事業）を利用する など

高齢者が運転する自動車の事故が社会問題となり、運転免許を返納する高齢者が増えています。しかし、自動車の運転に頼らない移動は、特に公共交通が少ない農村部等において、極めて重要な課題となっています。

地区懇談会では、バスやタクシーの利用方法の改善といった交通事業者側の対策と、「買い物につきあってくれる人」など市民の参画による対策としての意見も寄せられており、実現していない事業については具体化に向けての検討が望まれます。

#### 【施策と活動の方向性】

##### <行政の取組>

高齢者、障がいのある人などの意向を把握し、デマンドタクシー（蔵タク）やコミュニティバス（ふれあいバス）の運行など、外出や移動が困難な方に対する交通手段の確保に努めます。

##### ◇主な事業・取組

名称	概要
外出支援事業	高齢者、障がい者等の日常生活における移動手段の確保及び公共交通空白地域の解消を図るため、デマンドタクシー及びコミュニティバスを運行します。また、社会参加促進のため、福祉タクシー券の交付によりタクシー料金を助成します。障がい者においては、外出時に支援を行う同行援護・行動援護を実施します。

◇目 標

項 目	現 状 (R1)	目 標 (R6)
福祉タクシー利用券交付者数	6,770人	8,000人
コミュニティバス (ふれあいバス) 利用者数	231,385人	295,000人
デマンドタクシー (蔵タク) 利用者数	57,009人	62,000人

<市社会福祉協議会の取組>

介護が必要な人や障がいのある人など移動や交通機関の利用が困難な方に対し、「障がい者等移送サービス」により移動の支援を行います。また、「ふれあい在宅福祉サービス」をはじめとする住民同士の助け合い活動による外出支援 (外出時の付き添い) に取り組んでいきます。

さらに既存のサービス等では対応できない課題について調査し、解決方法を検討します。

◇主な事業・取組

名 称	概 要
障がい者等移送サービス	車いすやストレッチャーの使用等により、公共交通機関の利用が困難な方を対象に、市外の医療機関への通院、入院等における移送サービスを実施します。

◇目 標

項 目	現 状 (R1)	目 標 (R6)
障がい者等移送サービス派遣回数	637回	650回

市民と共に取り組みたいこと

- デマンドタクシー (蔵タク) やコミュニティバス (ふれあいバス) 等のサービスを利用して、積極的に外出しましょう。
- 「ふれあい在宅福祉サービス」による外出支援など、住民の助け合い活動に参加しましょう。

